

「新環境ガイドラインに基づく異議申立手続要綱案」及び
「環境ガイドライン担当審査役設置要領案」に対する途上国政府の主なご意見について

	コメント	本行の考え方
総論	<ul style="list-style-type: none"> 途上国政府は、国全体の便益と費用を勘案してプロジェクトの実施を決定している。現在の要綱案では、容易に異議申立を行うことが認められているが、不当な異議申立が頻発することにより事業の実施が中止・遅延すれば多数の受益者に不利益が生じることから、本手続を実施する際には当該国の公共の利益を踏まえ、濫用防止に十分配慮すべきである。 	<p>ご指摘の点を踏まえて、異議申立手続の運用にあたっては濫用防止には十分配慮していきたいと考えております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 事業について責任を有するのは途上国政府であり、事業に関する問題についても途上国政府が主体的に取り組むものである。事業およびその問題の解決に関して J B I C から命令されるいわれはなく、また国内の法令等に反した行動をとることは不可能である。本手続の実施に際しては、国内における紛争解決手続や既に関係当事者間で合意された計画等に影響が生じることのないよう、また事前に途上国政府と十分な意思疎通を図るなど、途上国政府の主権に十分配慮すべきである。 	<p>ご指摘の点を踏まえて、異議申立手続の運用にあたっては途上国政府の主権に十分配慮していきたいと考えております。</p>
異議申立の手続開始要件	<ul style="list-style-type: none"> 申立の要件が「将来起きるかもしれない被害」など曖昧なので、具体的にすべき。 濫用を助長する恐れがあるので、「将来発生する可能性のある被害」を申立の要件とするべきではない。 	<p>本要綱において予め具体的に記載することは困難であるため、個別案件毎に濫用防止に配慮しつつ環境ガイドライン担当審査役（以下「審査役」という。）が判断することになります。</p>

	コメント	本行の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 「被害」の内容・種類・重大さの程度を明確に定義しなければならない 	
	<ul style="list-style-type: none"> 国内法に基づき係争中もしくは係争準備中の案件については異議申立を受け付けるべきではない。 	<p>本要綱では、環境社会問題が係争中である場合には、申立を受理するものの審査役の判断により手続を留保できるようにしており、また手続中であっても、係争中となった場合には審査役の判断により手続を停止することができることとされており、ご意見に沿った内容になっていると考えております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> EIA 作成時に実施した公聴会等で出た異議は、一度審議されていることから、異議申し立て制度で取り上げるのはおかしい。 	<p>本手続は、本行がガイドラインに従った環境社会配慮確認を実施したかを調査することを目的の一つとしていることから、たとえプロジェクト実施主体により適切な環境社会配慮がなされていても本行による確認がなされていたか疑義がある場合には、申立を受け付けることとなります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 「2人以上の被害者」は要件として甘すぎる。被害者の半分程度が妥当。 	<p>制度の利便性を重視する観点から、世界銀行の例も参照しつつ、可能な限り申立人の要件を緩和したものです。ただし、異議申立の対象案件は重大な被害が発生している、又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる案件となっていることから、単なる個人の主観的な被害感情や個人的な経済的利害で他の住民と全く共有されないものについては、審査役の調査活動の過程で適切に排除される仕組みとなっております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 「2人以上の被害者」には反対。調査にかかるコストを考えれば、慎重でなければならない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 「2人以上の被害者」はあまりにも少なすぎる 	
	<ul style="list-style-type: none"> 濫用防止の観点から、「2名以上の被害者」は少なすぎる。少なくとも事業によって影響を受ける人々の10%とすべき。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 代理申し立ての場合、「代理人の場合は、直接の被害者が提訴できない事情及び証憑の提出」と明記すべき 	<p>本要綱では、申立を代理人を通じて行う場合には、その必要性及び申立人が代理人に対し授權していることの証憑を提出</p>

	コメント	本行の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濫用を回避するため、代理人による申立の場合、代理人が真にその代表であることを確実に確認すべき。 	<p>することを求めており、ご指摘のとおりとなっていると考えます。ただし、より明確にするため、「4. 申立書の内容」「申立書例」にもその旨を明記します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人は現地住民の意向を無視して手続を可能な限り継続させようとする傾向があるので、代理人による申立を認めるべきではない。 	<p>申立人の居住地の事情等によっては、本人による申立が困難なケースもあり、代理人を全く認めないというのは不適切と考え、本要綱では、やむを得ない場合には代理人による申立を認めているものです。代理人の必要性については、十分確認していきたいと考えております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の匿名性を認めるのであれば、プロジェクトや実施機関の匿名も確保されなければならない。 	<p>申立人の居住地の事情等によっては、申立人の人権保護等の観点から匿名性が求められるケースもあると考えられ、匿名性を認めているものであることをご理解ください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の匿名性は濫用を助長する恐れがある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の匿名性は濫用につながる恐れがあり、実施主体との対話の促進という趣旨とも矛盾する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 匿名の申立人とは対話ができないので、受け付けるべきではない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立て人のクオリフィケーションが重要。申立て人は健全であることを条件とすべき。 	<p>申立人の性質に関わらず、申立の内容が要件を満たすかを判断してまいりたいと考えております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の要綱案では、事業を止めようとする勢力が少しずつ内容を変えつつ長年同種の申立を繰り返す恐れがある。その結果事業が停止されることになり、受益者が長年に亘り苦しむ可能性がある。したがって、申立のできる期間に歯止めを設けるべきである。 	<p>本手続は、本行のガイドラインの遵守・不遵守を調査することを目的の一つとしており、本行としては、申立がなされたことのみをもって融資の停止といった借入人に不利益を及ぼす措置を講じることは考えておりません。したがって、申立の事実のみにより事業が停止されるといったことは生じないと考えますが、上述のとおり濫用の防止には十分配慮してまいります。</p>

	コメント	本行の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 現在の要綱案では、貸出が終了するまで全てのガイドライン違反に係る異議申立が可能であるため、例えば一旦住民らと合意された移転・補償計画もその妥当性について議論が蒸し返される可能性がある。円借款の場合、貸出期間が長期に及ぶため、申立のできる期間に歯止めを設けるべき。 	<p>移転・補償計画が本行のガイドラインの求める内容に沿ったプロセスを経て合意されていれば、当該移転・補償計画自体が問題となることはないと思われま。なお、世界銀行の場合も貸出が実質的に終了するまで（95%終了するまで）受け付けることとなっており、本手続において貸出が終了するまで異議申立を受け付けることが特に不適切とは考えておりません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 円借款について融資契約前に申立を受け付けるという条項に重大な懸念を持つ。融資契約の調印前はJ B I Cの投融資担当部署による環境社会配慮確認が可能であり、必要な措置をとり得ることから、異議申立を受け付けるべきではない。 	<p>円借款案件については、融資契約の調印前に、本行としての環境社会配慮確認の判断が固まる時点が存在することから、当該時点より申立を受け付けることとしているものです。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 手続開始要件として、「プロジェクト実施主体との対話に向けた努力」が求められているが、実施主体との対話を尽くしたか否か十分に確認すべき。 	<p>事情によりプロジェクト実施主体との対話が不可能である場合もありうることから、少なくとも「対話に向けた努力」を行っていることを手続開始要件としていることをご理解ください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 現地住民はJ B I Cガイドラインを理解しておらず、申立書に不遵守条項を書かせることは非現実的。 	<p>本要綱では、申立書の不備があった場合、審査役は申立書を却下するのではなく、不足部分について情報を徴求することができることされており、かかるプロセスを通じて申立を適格ならしめる努力が行われると考えております。</p>
異議申立手続のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施や貸付実行を止めることは受け入れられない。手続終了までの4ヶ月という期間は軽々しく延長するべきではない。 	<p>本手続は、本行のガイドラインの遵守・不遵守を調査することを目的の一つとしており、本行としては、申立がなされたことのみをもって融資の停止といった借</p>

	コメント	本行の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 異議申立の受理から投融資担当部署による意見書提出まで4ヶ月というのは長過ぎであり、3ヶ月で十分と考える。まして、当該期間を延長することは回避すべき。 	<p>入人に不利益を及ぼす措置を講じることは考えておりません。期間の延長については、その必要性につき十分確認していきたいと考えております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査についても日程調整を事前にする等、手続のステップにおいて借入人国政府と十分に意思疎通を図って頂きたい。 	<p>ご指摘の点を踏まえて、借入国政府との意思疎通には十分配慮していきたいと考えております。</p>
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 4ヵ月後に審議役及び融資担当部署の報告書を公表する際には、借入国側の意見も併せて掲載することが不可欠。 	<p>審査役が借入国側にヒアリングを実施した場合には、報告書に当該ヒアリング内容が記載されます。また、必要に応じ、投融資担当部署による意見書に借入国側の意見を掲載することも可能です。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 異議申立の事実がインターネットに公表されると、国際的NGOが入って騒ぎが大きくなるので、掲載にあたっては政府の事前同意が不可欠。 	<p>本手続の透明性を確保する観点から、異議申立の事実等の一定の情報について公開することとしているものであることをご理解ください。なお、要綱に定める内容以上に情報公開する場合には、当然関係当事者の合意が前提となります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開時には借入国側の同意を取るべき。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体や当該国の名誉を傷つけることが可能であるため、申立書をそのまま公開することは受け入れられない。審査役の報告書に対する申立人の意見を公開すれば、議論がそこで終わらず延々と続き、更なる異議申立を誘発しかねない。現在の要綱案以上の情報公開については、借入国の了解をとって頂きたい。 	<p>申立書や、申立人の意見といった本行以外の者が作成する文書については、本行の意見ではないことからこれを公開することは予定しておりません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 審査役の報告書に対する申立人の意見は公開すべきではない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 更なる情報公開についてはその都度借入人国の了解を取るべき。 	<p>本要綱に定める内容以上に情報公開する場合には、当然関係当事者の合意が前提となります。</p>

	コメント	本行の考え方
見直しおよび経過規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンゴーイング案件は、新ガイドラインに従っているわけではなく、遡及適用は受け入れられない。 	<p>本要綱は、ガイドライン同様平成 15 年 10 月 1 日以降、実質的な融資要請に至った案件に適用されるものであり、旧ガイドラインが適用されている案件には適用されません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンゴーイング案件への遡及は認められない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に L/A を締結した案件はその通り実施されるべきであり、手続きを遡及させるべきではない 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のプロジェクトに遡及的に新制度を適用することは、当時合意していなかった制度であり許されるべきものではない 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遡及適用には反対 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遡及適用はルール違反であり、絶対に反対 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遡及適用には反対 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遡及適用はルール違反であり、受け入れられない 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ JBIC の不遵守により補償金が釣り上がった場合、JBIC の責任であり円借款で補填すべき。 	<p>本手続は、本行の環境社会配慮確認が適切であったかを確認するものであり、プロジェクトに関係する当事者間で決定されるべき補償金とは無関係と考えております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ J B I Cの不遵守が明らかとなったことにより、実施主体に補償（賠償）責任が発生したときの、J B I Cの責任を明示すべき。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続きが遵守されていないという結論になった後にはどうなるのか記述すべき。 	

	コメント	本行の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 事業は政府の事業であり、アドバイスは聞くが命令されるいわれはない。また、自国のルール、規則があり、それに反した行動をとることはできない。その点は十分にわきまえて欲しい。 	<p>ご指摘の点を踏まえて、異議申立手続の運用にあたっては途上国政府の主権に十分配慮していきたいと考えております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> J B I Cの不遵守を理由に、貸出停止や期限の利益の喪失を請求することは、プロジェクトに関連する第三者に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、受け入れられない。 	<p>本手続は、本行のガイドラインの遵守・不遵守を調査することを目的の一つとしており、本行としては、申立がなされたことのみをもって融資の停止・期限の利益喪失といった借入人に不利益を及ぼす措置を講じることは考えておりません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 申立の事実をもって融資契約締結や事業実施・貸付実行を止めるのは受け入れられない。2人の申立によって全体が被る莫大な損失を考慮していただきたい。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 国際機関、J B I C、政府間で環境社会ガイドラインや異議申立に様々な制度が存在するのは問題である。途上国では人的資源が不十分であり多大な行政負担には耐えられないこと、および事業の責任主体は途上国政府であることから、途上国政府の手続に収斂させるべき。 	<p>国際機関や他国の援助機関とのガイドラインの整合性確保については、重要なポイントと認識しており、引き続き検討してまいりたいと考えております。</p>

(*) ヒアリング先：

中国、ベトナム、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、インド、バングラデシュ、スリランカ、ブラジル、チュニジア、モロッコの政府、実施機関等